

7. 病院群の構成等

様式 A－10別表

基幹型病院の名称（所在都道府県）：仙台湾徳洲会病院（宮城県）

基幹型又は地域密着型臨床研修病院				協力型臨床研修病院					臨床研修協力施設					研修プログラム	
所在都道府県	二次医療圏	名称	新規	所在都道府県	二次医療圏	追加・削除	名称	新規	所在都道府県	二次医療圏	追加・削除	名称	新規	名称	定員
宮城県	仙台	仙台湾徳洲会病院 (病院施設番号：030060)		島根県	出雲		出雲徳洲会病院 (病院施設番号：210001)					(病院施設番号：)		仙台湾徳洲会病院臨床研修プログラム	6
							(病院施設番号：)					(病院施設番号：)			
							(病院施設番号：)					(病院施設番号：)			
							(病院施設番号：)					(病院施設番号：)			
							(病院施設番号：)					(病院施設番号：)			
							(病院施設番号：)					(病院施設番号：)			
							(病院施設番号：)					(病院施設番号：)			
							(病院施設番号：)					(病院施設番号：)			
							(病院施設番号：)					(病院施設番号：)			
							(病院施設番号：)					(病院施設番号：)			

病院群を構成する臨床研修病院及び研修協力施設（病院又は診療所に限る）が同一の二次医療圏又は同一の都道府県を越えている場合は、その理由を以下に記載。

基幹型又は地域密着型臨床研修病院				協力型臨床研修病院					臨床研修協力施設					研修プログラム	
所在都道府県	二次医療圏	名称	新規	所在都道府県	二次医療圏	追加・削除	名称	新規	所在都道府県	二次医療圏	追加・削除	名称	新規	名称	定員
理由 徳洲会グループ病院は2021年度に複数あった法人が同一法人に統一され、医師の往来が活発化しております。その中で、研修医にも地域によって違う診療体制や症例などを経験、多種多様な研修してもらうため、必要な症例数があり指導医が在籍している病院に限り協力型施設として追加をしました。 上記は「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について（医政発第0612004号）」に定める以下の要件に合致しているものであると考えております。 「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について（医政発第0612004号）」 5. 臨床研修病院の指定の基準 （1）基幹型臨床研修病院の指定の基準 チ （イ） 地域医療のシステム化を図り、臨床研修病院群における緊密な連携を保つため、臨床研修病院群を構成する臨床研修病院及び臨床研修協力施設（病院又は診療所に限る。）は、原則、同一の二次医療圏内又は同一の都道府県内にあることを基本とし、それらの地域を越える場合は、以下のような正当な理由があること。 ①（略） ②（略） ③その他、基幹型臨床研修病院と連携し、十分な指導体制の下で様々なバリエーションの経験及び能力形成が可能であり、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるような基本的な診療能力を身に付けることのできる良質な研修が見込まれる場合であること。															

※ 該当する項目について、上から病院施設番号順に詰めて記入すること。

※ 病院群を構成する全ての基幹型病院、協力型病院及び臨床研修協力施設（今回の届出により削除しようとするものを含む。）の所在都道府県、二次医療圏、名称をそれぞれの「所在都道府県」、「二次医療圏」、「名称」欄に記入（既に病院施設番号を取得している研修病院等は番号を「名称」欄に記入）した上で、それぞれの施設が新たに臨床研修協力病院（協力施設）となる場合は「新規」欄に「○」を記入し、また、臨床研修病院（協力施設）を追加又は削除する場合にはそれぞれの施設が以前の病院群に追加されるか、以前の病院群から削除されるかにより「追加・削除」欄に「追加」又は「削除」を記入すること。

※ 当該病院群に係る全ての研修プログラムの名称及び募集定員（自治医科大学卒業生分等マッチングによらないものを含む。）を「研修プログラム」欄に記入すること。